

神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例に基づく応急的危険回避措置検討会設置要綱

平成28年7月26日 環境局長決定

改正 令和4年7月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例（平成28年神戸市条例第8号。以下「条例」という。）に基づき、不良な状態にある建物等に対する応急的危険回避措置に関し必要な検討を行うことを目的として、「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例に基づく応急的危険回避措置検討会」（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例の例による。

(所掌事務)

第3条 検討会は、条例第13条第1項に規定する応急的危険回避措置の実施に当たり、その内容が適切であるかを検討するものとする。

2 検討会は、前項のほか、措置の適正化等を図るために必要があると認める事項について、報告を求めることができる。

(組織)

第4条 検討会は、会長、会長代理及び会員若干名をもって組織する。

2 会長は、環境局副局長をもってあて、検討会を総括する。

3 会長代理は、環境局業務課地域環境担当課長をもってあて、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長は、必要に応じて次の各号に掲げる所属の職員に検討会への参加を求めることができる。

- (1) 健康局環境衛生課長
- (2) 環境局業務課監視指導・不法投棄対策担当課長
- (3) 環境局環境保全課長
- (4) 建設局道路管理課長
- (5) 消防局予防部予防課長
- (6) 各区関係課長 その他会長が必要と認める職員

(事務局)

第5条 検討会の事務は環境局業務課で行う。

(運営)

第6条 検討会は、事務局の要請により、会長が召集する。

2 会長は、検討会の議長となる。

(関係者等の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、検討会に関係者又は専門家の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。